

ベルトスリングの使用基準

安全で正しくご使用いただくため、あらかじめ内容をよくご理解の上、選定、ご使用ください。安全注意事項を区分しております。

危険		取扱いを誤った場合に、危険な状況となり、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合
注意		取扱いを誤った場合に、危険な状況となり、使用者が傷害を負う可能性があり、または物的損害が想定される場合
		禁止事項の表示マーク
		必ず実施すべき表示マーク
	作業者	玉掛作業は、労働安全衛生法に定められた有資格者が行なってください。
	選定	<ul style="list-style-type: none"> ●使用状況に合った適切なベルトスリングを選定し、使用してください。 ●*化学薬品(酸・アルカリ等)には、メディカルタイプ(化学薬品用であることを表示したもの)をご使用ください。メディカルタイプは、紫外線劣化が早いので屋外での常時使用は、避けてください。 ●*耐熱用には、耐熱専用タイプ(ケブラースリング)をご使用ください。ケブラーは、紫外線により強度低下します。取扱いに十分注意してください。 ●一般用の使用温度は、100℃以下とし、-30℃～50℃の温度範囲を超えて使用する場合は、当社にご相談ください。 ●*メディカルスリングの使用温度は、80℃以下です。ケブラースリングは、200℃以下でご使用ください。
	つり方	<ul style="list-style-type: none"> ●荷は、別表P14「使用荷重表」を参考にして、バランスよくつってください。 ●つり角度は、出来るだけ60度以内にしてください。120度以上では、使用しないでください。 ●2本以上の組合せで使用する場合は、必ず同種のベルトスリングを使用してください。 ●異種のベルトスリングを組合せて使用すると、伸び量が異なり荷のバランスが崩れ危険です。 ●角張った荷には、必ず「当てもの」を使用し、荷を横すべりさせないように注意してください。 ●Rタイプは、使用面を荷に当てて使用してください。 ●チョークつり(目通しつり)をする場合は、深絞りしてください。 ●水や油などにぬれると、滑りやすくなるので、十分注意してください。
	取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●極端なねじれ、結び、互いにひっかけた状態では使用しないでください。 ●他のつり具や補助具類と組合せて使用する時は、連結部分でベルトスリングが損傷しないようにしてください。 ●荷をつつまま長時間放置しないでください。 ●ねじれた状態で加圧したり、角張ったもので加圧したまま放置しないでください。 ●荷の下から引き抜く時ベルトスリングを損傷しないように注意してください。 ●地面・床をひきずったり、金具つきのものを高所より落下させないでください。
	取替え	●2本以上の組合せで使用している場合、同時に取替えてください。(使用期間が異なると各々伸び量が異なり荷のバランスが崩れ、落下のおそれがあります。)
	廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外で使用する場合は、日光(紫外線)によって徐々に劣化(強度が低下)します。外観上異常がなくても使用開始後3年を経過したものは、廃棄してください。(屋内で使用する場合は、使用開始後7年を経過したものを。) ●点検の結果廃棄することになったものは、補修したり使用荷重を減らすなどして再使用しないでください。
	保管	<ul style="list-style-type: none"> ●熱・日光・薬品(酸・アルカリ)などの影響を受けない場所に保管してください。 ●メディカルタイプを化学薬品に使用した後は、十分水洗いしてから屋内で乾燥、保管してください。
	ベルトスリングは、水にぬれると寸法変化(縮み現象)する事があります。濡れたベルトスリングを乾燥する場合は、日陰で自然乾燥させてください。その他特殊な状態・環境で使用する時は、当社までご相談ください。	

ラウンドスリングの使用基準

表示マークは、上記「ベルトスリングの使用基準」を参照してください。

	作業者	玉掛作業は、労働安全衛生法に定められた有資格者が行なってください。
	選定	<ul style="list-style-type: none"> ●使用状況に合った適切なラウンドスリングを選定し、使用してください。 ●一般用のタフスリングSSタイプは、化学薬品(酸・アルカリ等)には使用できません。 ●化学薬品(酸・アルカリ等)には、耐酸・水切りスリングをご使用ください。 ●耐酸・水切りスリングタイプは、紫外線劣化が早いので屋外での使用は、避けてください。 ●使用温度は、100℃以下とし、常温(参考:-30℃～50℃)の温度範囲を超えて使用する場合は、当社の指示によって使用荷重を減らす必要があります。
	つり方	<ul style="list-style-type: none"> ●荷は、別表P14「使用荷重表」を参考にして、バランスよくつってください。 ●つり角度は、出来るだけ60度以内にしてください。120度以上では、使用しないでください。 ●2本以上の組合せで使用する場合は、異種タフスリングや他社メーカー品と混同して使用しないでください。伸び量が異なり荷のバランスが崩れ危険です。 ●角張った荷には、必ず「当てもの」を使用し、荷を横すべりさせないように注意してください。 ●チョークつり(目通しつり)をする場合は、深絞りしてください。 ●水や油などにぬれると、滑りやすくなるので、十分注意してください。
	取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●極端なねじれ、結び、互いにひっかけた状態では使用しないでください。 ●他のつり具や補助具類と組合せて使用する時は、連結部分でスリングが損傷しないようにしてください。 ●荷をつつまま長時間放置しないでください。 ●ねじれた状態で加圧したり、角張ったもので加圧したまま放置しないでください。 ●荷の下から引き抜く時スリングを損傷しないように注意してください。 ●地面・床をひきずったり、金具つきのものを高所より落下させないでください。
	取替え	●2本以上の組合せで使用している場合、同時に取替えてください。(使用期間が異なると各々伸び量が異なり荷のバランスが崩れ、落下のおそれがあります。)
	廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外で使用する場合は、日光(紫外線)によって徐々に劣化(強度が低下)します。外観上異常がなくても一定期間経過したものは、廃棄してください。(屋内で使用する場合は、使用開始後7年を経過したものを。常時屋外で使用する場合は使用開始後3年を経過したものを。) ●点検の結果廃棄することになったものは、補修したり使用荷重を減らすなどして再使用しないでください。
	保管	<ul style="list-style-type: none"> ●熱・日光・薬品(酸・アルカリ)などの影響を受けない場所に保管してください。 ●耐酸水切りスリングタイプを化学薬品に使用した後は、十分水洗いしてから屋内で乾燥、保管してください。
	濡れたタフスリングSSタイプを乾燥する場合は、日陰で自然乾燥させてください。その他特殊な状態・環境で使用する時は、当社までご相談ください。	

ラウンドスリングの点検、廃棄基準

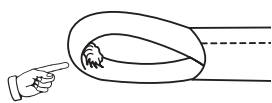

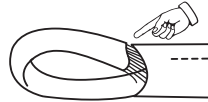
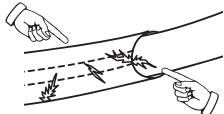
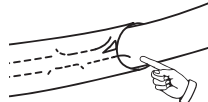
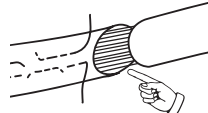
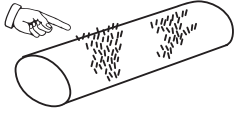
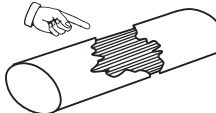
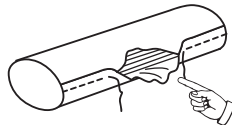


(1)ラウンドスリングは、日常点検①及び定期点検②を行って使用してください。

注①使用前に行う点検をいう。

②定期的に行う点検で、使用頻度によって異なりますが、原則として1か月ごとに行ってください。

(2)点検項目、点検方法及び廃棄基準は、次表により行ってください。

点検項目	点検方法(目視)		廃棄基準
(1)アイ	摩耗		織目が判らない程に毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。 E形
	きず		目立った切りきず②、すりきず①、引っ掛けきずなどが認められるもの。 きずにより、芯体を確認できるもの。 E形
	縫糸		縫糸が切断して、アイの形状が保たれないもの。 E形
(2)縫製部	きず		目立つ切りきず、すりきず、引っ掛けきず等が認められるもの。 きずにより、芯体を確認できるもの。 E形/N形
	縫糸		縫糸が切断して、表面布の剥離が少しでも認められるもの。 E形/N形
(3)本体	摩耗		縦糸が切断して、表面布(本体布とアイ布)の剥離が少しでも認められるもの。 E形/N形
	きず		本体の全幅にわたって織目が判らないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。 E形/N形
			損傷により本体表面布が破けて中の芯体が露出したもの。 E形/N形
	縫糸		縫着部たて糸が切断して、本体表面布が剥離し中の芯体が露出したもの。(ただし、シームレスタイプは除く) E形/N形
その他の外観異常	目視 感触		(1) 本体が部分的に硬くなっているもの。 (2) 本体の厚さ、太さが変化し不均一さの目立つもの。 (3) 熱や薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解、腐食などが認められるもの。 (4) 使用可否の判定ができないほどの著しい汚れのあるもの。
使用期間	管理台帳、表示などの確認		使用状況によって一定の使用期限を定め、目立った損傷や外観に異常がなくても、次の期間を超えるもの。 ●屋内で使用する場合:使用開始後7年を経過したもの。 ●常時屋外で使用する場合:使用開始後3年を経過したもの。

※特別点検/上記の使用期間が経過したものを再使用する場合、当社の特別点検(有料)を実施しなければならない。